

住宅の耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

令和13年3月31日までに、以下の要件を満たす耐震改修工事を行った住宅は、当該家屋の固定資産税について減額措置が受けられます。

対象家屋	・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること。 ・マンション等の区分所有に係る家屋の専有部分を含む。 ・併用住宅などの場合、住宅部分の割合が2分の1以上。
減額要件	以下の要件をすべて満たす工事 ・改修後の住宅が現行の耐震基準に適合すること。 ・当該耐震改修工事に要した費用の合計が50万円を超えるものであること。
減額の内容	工事完了時の翌年度分の当該家屋の固定資産税額を2分の1減額します。（1戸あたり120㎡相当分までを減額） ※平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、3分の2減額します。
その他	・バリアフリー改修、省エネ改修等、その他の減額制度とは同時に適用できません。 ・小郡市内には通行障害既存耐震不適格建築物の該当はありません。

【減額を受ける手続き】

改修工事が完了した日から3か月以内に、下記の必要な書類を添付して申告してください。

必要な書類	① 耐震改修に伴う固定資産税減額申告書 ② 耐震基準に適合することを証する書類（1～3のいずれか1つ） 1. 住宅耐震改修証明書（発行主体：地方公共団体の長） 2. 増改築等工事証明書（発行主体：建築士、指定確認検査機関等） 3. 住宅性能評価書（発行主体：登録住宅性能評価機関） ③ 耐震改修に要した費用を証明できる書類（領収書の写し） ④ 平成30年4月1日以降に改修工事が完了し、改修により認定長期優良住宅となった場合は、長期優良住宅の認定通知書の写し
-------	---

※必要に応じて、工事内容等が確認できる書類を提出してもらう場合があります。

【問い合わせ先】

小郡市役所税務課資産税グループ

〒838-0198 小郡市小郡 255 番地 1

TEL （代表）0942-72-2111 内線 123 （直通）0942-73-9101